

論点ペーパー・今後のスケジュール

素案に対する具体的な修正意見や協定書のとりまとめに向けた意見に関し、次に掲げる論点を優先的に取り上げ、今後3回程度で委員間協議を実施（必要に応じて、論点及び協議回数は追加）

委員間協議（1）

令和元年10月24日

項目	論点	参考資料・備考
区割り・ 区の名称等	<p>①区割りの確認について（4区B案で進めることで良いか）</p> <p>②区の名称変更について 【維新】</p> <p>第一区 東西区 → 淀川区へ変更 第二区 北区 第三区 中央区 第四区 南区 → 天王寺区へ変更</p> <p>③本庁舎の位置の確認について（素案のとおり進めることで良いか）</p> <p>④地域自治区の事務所の名称について 【公明】</p> <p>区役所の機能承継を明確にするため、地域自治区の事務所の名称は、 ○○地域自治区事務所（○○は現在の区名）ではなく、現在の区役所の 名称を用いる</p>	<p>素案及び 第9回 法定協 資料参照</p> <p>附属資料A</p>
設置コスト	<p>①庁舎整備経費の抑制について 【維新・公明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前提条件等を精査（面積精査・用地活用・PFI等） ・区域にこだわらず、現庁舎を有効活用 <p>②システム改修経費の抑制について 【公明】</p> <p>自治体クラウド等を踏まえた精査</p>	<p>附属資料B</p> <p>附属資料C</p>
議員定数	選挙区、議員定数、議員報酬等について	第9回法定協 資料参照

項目	論点	参考資料・備考
事務分担	<p>事務分担の変更について 【自民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムと介護保険は、一部事務組合ではなく、各特別区の事務へ ・消防と水道は、大阪府の事務ではなく、特別区の事務へ（府域全体の広域化に応じて段階的に大阪府へ移管） 	素案参照
住民サービス・窓口サービスの維持	<p>①住民サービスの維持について 【公明】</p> <p>事務の承継については「大阪市が実施してきた特色ある住民サービスの維持に努める」から「努める」を削除し、協定書に維持を明記</p> <p>②窓口サービス（区役所機能）の維持について 【公明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能承継を明確にするための地域自治区事務所の名称〔再掲〕 ・保険年金、子育て、生活支援等の現在の窓口サービスを承継 	<p>附属資料（検討中）</p> <p>素案参照</p>
<p>財源配分等</p> <p>（税源配分及び財政調整）</p>	<p>①特別区と大阪府の財源配分について 【自民】</p> <p>事務分担に応じた財源配分ではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域一元化に伴う効率化効果を算定し、特別区に配分財源配分を見直し、住民サービスの財源を確保 ・今後の社会保障経費は財政調整財源を優先的に特別区に確保余力財源は特別区に配分 ・大都市特例等の府県事務、任意事務のうち府全域に効果が及ぶ広域大規模事業、事務処理特例で移譲される府県事務は、府税等で負担 <p>②臨時財政対策債の発行主体について 【自民】</p> <p>市町村算定分は、特別区が発行するのではなく、地方交付税の交付団体である大阪府が発行</p>	素案参照

委員間協議（3）

令和元年11月（予定）

項目	論点	参考資料・備考
組織体制	特別区の職員数について 【自民】 中核市モデル及び権限や本市の特性に応じて算定した職員数をベースに人員マネジメントを発揮し、体制整備する考え方ではなく、積上げにより職員数を算定する	素案及び第17回法定協資料参照
児童相談所	児童相談所の設置について 【公明】 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての特別区に1年でも早く設置 ・法改正による国の配置基準を踏まえた組織体制の検討 	附属資料（検討中）
財産・債務	財産・債務の承継について （素案のとおり進めることで良いか）	素案参照
特別区設置の日	設置年月日について	素案参照
大阪府の組織	大阪府の組織について 【維新】 大阪の成長を担う司令塔組織の創設、適材適所の徹底、縦割りの排除、府市職員の融合を踏まえた組織体制	附属資料（検討中）
その他		

今後のスケジュール（案）

時期	協議内容
令和元年10月 ～12月	協定書作成に向けた委員間協議（複数回実施） 協定書（案）の方向性を確認
令和2年1月	協定書（案）作成を開始（国との事前協議を開始）
2月 ～3月	協定書（案）の提示
4月 ～6月	協定書（案）のとりまとめ
協定書（案） とりまとめ後	国との協議を開始 国との協議結果の報告、協定書の作成（決定） 府市両議会に上程、議決
秋から冬	住民投票

**（2月～4月）
出前協議会の開催**